

広告付窓口用及び公用封筒の製作及び無償提供に関する覚書（案）

滝川市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、市の業務案内及び企業等の広告が印刷された窓口用及び公用封筒（以下「広告付封筒」という。）の製作及び無償提供に関し、滝川市広告掲載に関する要綱、滝川市広告掲載基準、滝川市市民生活部長が定める広告付窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領及び広告付公用封筒の無償提供に関する取扱要領に定めるものほか、次の条項により覚書を交換する。

（総則）

第1条 受注者は、広告付封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、広告付封筒を作製し、発注者に無償提供するものとする。

（設置期間）

第2条 発注者による広告付封筒の設置期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの間とする。ただし、発注者及び受注者協議の上、設置期間を変更することができる。

（広告付封筒の無償提供枚数）

第3条 受注者が発注者に無償提供する広告付封筒は、次の各号に掲げる種別及び枚数等とする。

- (1) A5サイズ対応封筒（ふたなし可） 10,000枚
- (2) A4サイズ対応封筒（ふたなし可） 20,000枚
- (3) 角形2号封筒 枚（上質紙70kgまたは同等の紙質・連量とする）
- (4) 長形3号封筒 枚（上質紙70kgまたは同等の紙質・連量とする）

2 発注者は、広告付封筒の設置期間中、前項第1号及び第2号に定める枚数を超えて封筒が必要になった場合は、受注者に対し、封筒の追加の無償提供を求めることができる。

3 受注者は、前項の申し出があった場合は、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

（広告の面積）

第4条 受注者が掲載する広告の面積は、第3条第1項第1号及び第2号の封筒の表面及び裏面それぞれ下部の総面積の2分の1以下の部分とし第3条第1項第3号及び第4号の封筒は裏面全面とする。

（広告主に関する調査）

第5条 受注者は当該封筒納入前に広告主から滝川市税の納付状況について確認を行うための同意書を取得し発注者へ提出すること。

2 発注者は前項の提出された同意書により、広告主の滝川市税の納付状況について確認することができる。

（納入）

第6条 受注者は、広告付封筒の納入先と納入数量は、発注者の依頼に従い納入すること。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この覚書から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は担保に供してはならない。

（有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は令和9年5月31日までとする。

(解約)

第9条 発注者又は受注者は、解約希望日の3月前までに相手方に書面で通知することにより、この覚書を解約することができる。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の条項の解釈に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者協議の上円満に解決する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市長 前田 康吉

受注者